介護保険の要介護認定者に関する 確定申告について

障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人(寝たきりや認知症などで介護が必要な人)は、「障害者控除」の対象になる場合がありますので、福祉課で「障がい者控除対象者認定書」(以下、認定書)の交付の申請をしてください。

(認定書発行の要件)

- ① 令和 2年 12月 31日時点で認定を受けている方
- ②要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす方

※障害者手帳(3~6級)の交付を受けている人でも、特別障害者に準ずると認定される場合があります。

おむつ代の医療費控除について

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の 金額の所得控除を受けることができます。

確定申告をする場合、1年目は領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、連続した2年目以降は、領収書と「町の確認書」のみで認められる場合がありますので、福祉課で交付の申請をしてください。

(確認書発行の要件)

- ① 確定申告をする人が前年と同じであること
- ② 前年に医師の「おむつ使用証明書」または「町の確認書」を使用して申告していること
- ③ 現在、要介護認定を受けている。または、令和2年中に記載された主治医意見書があること
- ④ 要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課窓口にあります。

「障がい者控除」及び「おむつ代医療費控除」の申請を希望される方は、印鑑をお持ちの上、福祉課窓口までお越しください。(証明書の発行には2~3日かかります。) 対象になるかの確認は、お電話でも承ります。

問い合わせ先:福祉課 2566-2406

小学校・中学校「全児童生徒分」のタブレット端末が導入されました!

令和2年度中に整備予定であった全児童生徒分のタブレット端末が1月にすべて導入完了しました。すでに各教室のWiFi環境を整えているため、従来のパソコン室での学習ではなく、これからは各教室等でタブレットを使って学習できるようになります。

具体的にはインターネットを用いた調べ学習、デジタルドリルを使った個別学習、体育等各教科におけるカメラ(動画)の活用、タブレットでのグループ交流など様々な場面で活用することができ、これまで以上にわかりやすく深い学びができるようになります。

